



○宮城県告示第六百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年十月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	関上港線	名取市高柳字辻二三四番四地先から 同市高柳字山神無番地先まで	令和五年 十月二十七日

○宮城県告示第六百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大崎広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和五年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

大崎広域都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、大崎市役所（建設部都市計画課）、加美町役場（建設課）、涌谷町役場（建設課）及び美里町役場（建設課）

四 縦覧期間

令和五年十月二十七日から令和五年十一月十日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第六百六十三号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和五年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

有限会社ずんだ不動産

二 代表者の氏名

小野 昭彦

三 事務所の所在地

仙台市若林区沖野三丁目六―六十プロスベリテ沖野一階西

四 免許年月日及び免許証番号

令和四年七月十一日 宮城県知事(九)第三千三百十号

○宮城県告示第六百六十四号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和五年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

株式会社トリオン

二 代表者の氏名

山本 真樹

三 事務所の所在地

多賀城市栄二丁目六番六十九号二階

四 免許年月日及び免許証番号

平成三十一年二月二十五日 宮城県知事(二)第六千七十七号

○宮城県告示第六百六十五号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭

和二十七年法律第七十六号（第六十七条第一項の規定により告示する。  
なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和五年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称  
株式会社ユアファースト

二 代表者の氏名

菅原 雅弘

三 事務所の所在地

仙台市青葉区一番町二丁目五番五号

四 免許年月日及び免許証番号

平成三十一年二月十九日 宮城県知事（一）第六千五百四十一号

○宮城県告示第六百六十六号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和五年十月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

合同会社泉の森

二 代表者の氏名

泉 俊郎

三 事務所の所在地

仙台市泉区泉中央一丁目十三番地の二増子ビル二〇六

四 免許年月日及び免許証番号

令和二年二月二十六日 宮城県知事（一）第六千六百二十七号

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第十一号

企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。  
令和五年十月二十七日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

企業局財務規程の一部を改正する管理規程

企業局財務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。  
第百五十九条及び第百六十条第一項中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。  
様式第八十三号を次のように改める。



同表宮城県立小松島支援学校の項中「三八二二」を「二九三八」に改め、同項の次に次のように加える。

宮城県立秋保かがやき支援学校	普通 産業技術科	三年	三八	〃	〃
----------------	-------------	----	----	---	---

別表第三第二号の表宮城県立西多賀支援学校の項中「二〇二〇」を「一四二〇」に改

め、同表宮城県立石巻支援学校の項中「三五三五二七」を「三〇三五三五」に改め、

三五	三五	二七	三〇	三五	三五
----	----	----	----	----	----

同表宮城県立気仙沼支援学校の項中「一九一九一九」を「八一九一九」に改め、

一九	一九	一九	八	一九	一九
----	----	----	---	----	----

同表宮城県立名取支援学校の項中「二七」を「三二」に改め、同表宮城県立角田支援学校の

二七	三二
----	----

項中「一九一九二二」を「一六一九一九」に改め、同表宮城県立迫支援学校の項中

一九	一九	二二	一六	一九	一九
----	----	----	----	----	----

「一九一九一九」を「一四一九一九」に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中

一九	一九	一九	一四	一九	一九
----	----	----	----	----	----

「一四二八一九」を「二二二一四二八」に改め、同表宮城県立船岡支援学校の項中

一四	二八	一九	二二	二二	二八
----	----	----	----	----	----

「二三」を「二〇」に改め、同表宮城県立山元支援学校の項中「三〇三〇」を

二三	二〇	三〇	三〇
----	----	----	----

「二二三〇」に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中「二七二七一七」を

二二	三〇	二七	二七	一七
----	----	----	----	----

「二五二七二七」に改める。

二五	二七	二七
----	----	----

附則  
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

正 誤

〇宮城県公報第四三二号(令和五年八月二十五日付け)中 ページ 一段 行 一 都市計画変更の図書の写しの縦覧 〇宮城県公報第四三八号(令和五年九月十九日付け)中 ページ 二段 行 二 都市計画の変更の種類 三 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課)	〇宮城県公報第四三二号(令和五年八月二十五日付け)中 ページ 一段 行 一 都市計画変更の図書の写しの縦覧 〇宮城県公報第四三八号(令和五年九月十九日付け)中 ページ 二段 行 二 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課)
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------